

佐世保工業高等専門学校に再雇用される教員の職務に関する申合せ

(平成19年4月1日制定)

(趣旨)

- 1 この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第24条及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則に基づき、佐世保工業高等専門学校に再雇用される特任教授等及び嘱託教授等の職務に関する必要な事項について、次のとおり申し合わせる。

(定義)

- 2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 特任教授等 フルタイム勤務教職員として再雇用される特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手をいう。
 - 二 嘱託教授等 短時間勤務教職員として再雇用される嘱託教授、嘱託准教授、嘱託講師、嘱託助教及び嘱託助手をいう。
 - 三 常勤の教員 教職員就業規則第3条第2号に定める教員のうち、校長、特任教授等及び嘱託教授等以外の者をいう。

(特任教授等の職務)

- 3 特任教授等は、常勤の教員が従事する職務のうち、次の各号に掲げる役職に属する職務以外の職務に従事する。
 - 一 主事
 - 二 校長補佐
 - 三 学科長及び基幹教育科長
 - 四 専攻科長
 - 五 図書館長
 - 六 学生相談室長
 - 七 情報処理センター長
 - 八 地域共同テクノセンター長
 - 九 EDGE キャリアセンター長
 - 十 技術室長
 - 十一 各種委員会の委員長

(嘱託教授等の職務)

- 4 嘱託教授等は、常勤の教員が従事する職務のうち、教育及び研究の職務に従事する。

附 則

この申し合せは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この申し合せは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この申し合せは、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この申し合せは、令和2年4月1日から施行する。